（3）　ファンド融資事業により造成されたファンドについて、規模の見直しに向けた具体的な協議を行うよう改善の処置を要求し、及び数値化された適切な見直し基準を示すことなどにより都道府県において適時適切に規模が見直されるような制度設計とするとともに、同事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表できる体制を整備するよう意見を表示したもの

（令和8年10月27日付けで中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文は、466ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記）

令和6年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（1）　中小企業等事業再構築促進事業において事業主体が取得するなどした財産の使用及び同事業における事業再構築の事業化の状況の把握等について

（令和6年度決算検査報告280、471ページ参照）

（477ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記）

（2）　一般社団法人全国信用保証協会連合会の東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金の保有規模について

（令和6年度決算検査報告281ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

中小企業庁は、経営安定関連保証等対策費補助金交付要綱（以下「経安要綱」という。）に基づき、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）に対して経営安定関連保証等対策費補助金を交付して、連合会は、同補助金を基に経営安定関連保証等特別基金（以下「経安基金」という。）を造成している。各都道府県等に設立された信用保証協会（以下「協会」という。）は、中小企業者等が金融機関から受ける融資について債務の保証（以下「信用保証」という。）を行い、債務不履行に陥った中小企業者等に代わって金融機関に債務の弁済（以下「代位弁済」という。）を行っている。連合会は、協会が代位弁済した額の一部を協会に対して損失補償金として支払う場合に、経安基金を取り崩して出えんしている。中小企業庁は、東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者等に係る経営の安定に必要な資金について特別の助成に関する措置を講ずるために、平成23年5月に、東日本大震災復興緊急保証制度（以下「震災緊急保証制度」といい、震災緊急保証制度の対象となる信用保証を「震災緊急保証」という。）を創設した。そして、震災緊急保証に係る代位弁済については、協会が金融機関に支払った代位弁済額の6％を上限として、連合会は経安基金を取り崩して、協会に対して損失補償金を出えんしている（以下、経安基金のうち震災緊急保証制度に係る出えんに充てるために造成された分を「経安基金（震災緊急保証分）」という。）。経済産業省は、令和2年2月に、連合会に対して、経安基金（震災緊急保証分）の保有規模の見直しを指示して、同年3月に、連合会から経安基金（震災緊急保証分）に係る使用見込みのない額を国庫納付させている。

しかし、経安基金（震災緊急保証分）の保有規模について、岩手県、宮城県、福島県各協会

以外の協会において保証承諾が極めて低調な状況が続いているにもかかわらず、２年３月の国庫納付以降、見直しが行われておらず、使用見込みが極めて低い資金が有効に活用されないままとなっている事態が見受けられた。

したがって、経済産業大臣に対して７年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　連合会に対して、保証承諾の状況等に応じて損失補償見込額を算定するなどして使用見込みを十分に精査して、経安基金(震災緊急保証分)が適切な保有規模となるよう見直しを指示するとともに、連合会における見直しの結果、必要額を超えて保有していると認められる額については、速やかに国庫に納付させること

イ　経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について、連合会に対して適時適切に見直しを行わせるとともに、連合会における見直しの結果を踏まえて点検・検証等を適切に行うこととすること

2　当局が講じた処置

本院は、中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　７年12月に、経安要綱に基づき連合会に対して通知を発して、経安基金(震災緊急保証分)について、使用見込みを十分に精査して、適切な保有規模となるよう見直しを指示した。そして、連合会から報告された見直しの結果を踏まえ、８年１月に、必要となる損失補償見込額を超えて保有していると認められた額203億6589万円を連合会から国庫へ納付させた。

イ　中小企業庁において、７年12月に、連合会に対して、毎年度、経安基金(震災緊急保証分)等の経安基金の区分ごとに、必要となる損失補償見込額の精査等の見直しを行うよう指示し、連合会から報告される当該見直しの結果を踏まえて、経安基金の区分ごとに保有規模の点検・検証等を行うこととした。

(3)　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いについて

(令和６年度決算検査報告290、448ページ参照)

(417ページの国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項に掲記)